

静岡市障害者支援推進課（令和2年12月18日）

修正（令和4年3月10日）

修正（令和4年4月1日）

新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応について

1 静岡市への報告について【修正】

職員及び利用者が新型コロナウイルスの陽性と判明した際は、速やかに静岡市障害者支援推進課あて、**電子申請** (<https://logoform.jp/form/79j2/84633>) にて報告してください。

(QRコード)



濃厚接触者等、陽性の疑いがある場合（PCR検査を受診する場合）についても、**電子申請**にて報告をお願いします。

- ※ 入力内容で不明な点がある場合、わかる項目だけでも御報告ください。
 - ※ 要に応じて、市から御連絡し、詳細をお伺する場合があります。
 - ※ 閉庁日におけるクラスター発生（陽性者5名以上）については電子申請による報告に加え、市役所代表電話（054 - 254 - 2111）に連絡してください。
- 警備員が受電しますので、「用件・事業所名・担当者名・連絡先」を伝えてください。
警備員から連絡をうけた障害者支援推進課担当者から、事業所の担当者に架電します。

2 利用者（保護者）への対応について

- (1) 事業所を休業するか否かの判断は、各事業所で行っていただきます。
- (2) 濃厚接触者であるか否かの判断は、各事業所で行っていただきます。
- (3) 利用者が複数の事業所を利用している場合は、関係事業所へ報告しているか確認をお願いします。
- (4) 感染の拡大を防ぎ、適正な診療を行うため、受診の際は、職員又は利用者御家族から施設利用者の主治医に対して、発生状況を伝えていただくよう周知をお願いします。
(必要に応じて受診の有無に関わらず主治医へ連絡してください。)

※事業所から関係事業所や市（障害者支援推進課）への報告の際は、個人情報（氏名等）の取扱いに御注意ください。

3 施設等の消毒実施について

感染者及び濃厚接触者が発生した場合は、施設内の消毒を実施してください。

消毒に要した経費（アルコール消毒剤等の購入費、業者に消毒実施を委託した場合の委託料）については、補助制度を**予定**しております。「5 補助制度等について」を確認ください。

静岡市障害者支援推進課（令和2年12月18日）

修正（令和4年3月10日）

修正（令和4年4月1日）

4 PCR検査の受診について

発熱等の症状を呈する職員や利用者が医療機関を受診する場合に、障害福祉サービス等事業所の職員、利用者である旨を当該医療機関に必ず伝えてください。

5 補助制度等について【更新】

(1) 令和4年度静岡市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等サービス継続等補助金（予定）

感染者や濃厚接触者が発生した事業所で、サービス提供を継続して実施するために要する経費（施設の消毒・清掃経費、感染者等への対応に伴い在庫不足が見込まれるマスク等の衛生用品の購入、事業継続に必要な人員確保のために要する費用等）への助成を予定しています。

厚生労働省において補助内容等が示されたのち、静岡市の補助要綱を制定する予定です。申請案内については、改めてお知らせいたします。令和3年度の補助制度から内容が変更となる場合がありますので、御了承ください。

感染者等が発生した事業所において、補助金の申請をする場合は、事業に要した経費の領収書等が必要になりますので、保管しておいてください。また、補助制度について、不明な点等ございましたら、担当者まで御連絡ください。

<参考：令和3年度補助制度>

(URL) https://www.city.shizuoka.lg.jp/945_000014.html

※「令和3年度静岡市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等サービス継続等補助金」については、受付を終了いたしました。

担当 静岡市保健福祉長寿局健康福祉部

障害者支援推進課 自立支援係

電 話 054 - 221 - 1098

メール shougai-support@city.shizuoka.lg.jp